

平成20年 6 月 2 日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	堀 岡 敏 喜	2 番	炭 竈 ふく代
3 番	山 口 敏 子	4 番	小坂井 実
5 番	佐 藤 高 清	6 番	佐 藤 博
7 番	武 田 正 樹	8 番	立 松 新 治
9 番	山 本 芳 照	10番	杉 浦 敏
11番	安 井 光 子	12番	三 宮 十五郎
13番	渡 邊 昶	14番	伊 藤 正 信
15番	三 浦 義 美	16番	中 山 金 一
17番	黒 宮 喜四美	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

12番	三 宮 十五郎	18番	大 原 功
-----	---------	-----	-------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（30名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	加 藤 恒 夫
教 育 長	大 木 博 雄	総 務 部 長	下 里 博 昭
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	平 野 雄 二	開 発 部 長	早 川 誠
十 四 山 支 所 長	横 井 昌 明	会 計 管 理 者 長 兼 会 計 課 長	村 上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	若 山 孝 司	民 生 部 次 長 兼 環 境 課 長	久 野 一 美
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 部 次 長	高 橋 忠
監 査 委 員 局 長	加 藤 重 幸	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
人 事 秘 書 課 長	村 瀬 美 樹	企 画 政 策 課 長	伊 藤 邦 夫
防 災 安 全 課 長	服 部 正 治	市 民 課 長	山 田 進
保 険 年 金 課 長	佐 野 隆	健 康 推 進 課 長	渡 辺 安 彦
福 祉 課 長	前 野 幸 代	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	農 政 課 長	石 川 敏 彦
商 工 労 政 課 長	服 部 保 巳	土 木 課 長	三 輪 眞 士

下水道課長 橋村正則

教育課長 服部忠昭

社会教育課長 水野進

図書館長 伊藤秀泰

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐藤忠

書記 柴田寿文

書記 岩田繁樹

7. 議事日程

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 日程第1 | 議席の指定及び一部変更について |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 会期の決定 |
| 日程第4 | 諸般の報告 |
| 日程第5 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第6 | 議会広報編集特別委員会委員の選任について |
| 日程第7 | 海部南部消防組合議会議員の選挙について |
| 日程第8 同意第3号 | 公平委員会委員の選任について |
| 日程第9 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第10 議案第32号 | 弥富市監査委員に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 議案第33号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第12 議案第34号 | 弥富市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第13 議案第35号 | 弥富市保健センター条例の一部改正について |
| 日程第14 議案第36号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第15 議案第37号 | 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 議案第38号 | 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 議案第39号 | 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号） |

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時20分 開会

- 議長（黒宮喜四美君） ただいまより平成20年第2回弥富市議会定例会を開会します。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の指定及び一部変更について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第1、議席の指定及び一部変更を行います。
今回、繰り上げ補充により当選された杉浦敏議員の議席を、会議規則第4条第2項の規定により10番に指定します。
なお、これに関連して会議規則第4条第3項の規定により、安井光子議員を11番に、三宮十五郎議員を12番に、渡邊昶議員を13番に、伊藤正信議員を14番に、三浦義美議員を15番に、中山金一議員を16番にそれぞれ変更しますので、よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第2、会議録署名議員の指名をします。  
会議規則第81条の規定により、三宮十五郎議員と大原功議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 会期の決定

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第3、会期の決定を議題とします。
お諮りします。
第2回弥富市議会定例会の会期を本日から24日までの23日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から24日までの23日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 諸般の報告

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第4、諸般の報告をします。  
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成19年度事業決算に関する書類が提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いします。  
以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 常任委員会委員の選任について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第5、常任委員会委員の選任を行います。

欠員となっております総務委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、杉浦敏議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、杉浦敏議員を総務委員に選任することに決定しました。

なお、委員長は立松新治議員で、副委員長は渡邊昶議員ですので、よろしくお願いします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議会広報編集特別委員会委員の選任について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第6、議会広報編集特別委員会委員の選任を行います。

欠員となっております議会広報編集特別委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、立松新治議員を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、立松議員を議会広報編集特別委員に選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 海部南部消防組合議会議員の選挙について

- 議長（黒宮喜四美君） 日程第7、海部南部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部消防組合議会議員に、杉浦敏議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した杉浦敏議員を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した杉浦敏議員が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された杉浦敏議員は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 同意第3号 公平委員会委員の選任について

日程第9 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第8、同意第3号から日程第9、諮問第1号まで、以上2件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由及び推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成20年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中、御出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに、提案申し上げ御審議いただきます議案は、同意議案1件、諮問議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第3号公平委員会委員の選任につきましては、中島紳氏が平成20年6月30日任期満了のため、その後任者として弥富市狐地二丁目132番地、横井秋實氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、加藤敏男氏が平成20年9月30日任期満了のため、その後任の候補者として弥富市西中地町五右277番地4、加藤靖男氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） これより同意第3号の質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定しました。

次に、諮問第1号をお諮りします。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第32号 弥富市監査委員に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第33号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第12 議案第34号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第13 議案第35号 弥富市保健センター条例の一部改正について

日程第14 議案第36号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第15 議案第37号 平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第38号 平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第39号 平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 議長（黒宮喜四美君） この際、日程第10、議案第32号から日程第17、議案第39号まで、以上8件を一括議題とします。

服部市長に、提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ御審議いただきます議案は、条例議案5件、予算関係議案3件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第32号弥富市監査委員に関する条例の一部改正につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、国民健康保険税の税率等を改正するため及び地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、均等割、世帯別平等割及び所得割、資産割の税率等の変更、軽減税の軽減額の変更及び後期高齢者支援金等課税額の創設であります。

次に、議案第34号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、葬祭費の支給につ

いて除外規定を設けるため及び国民健康保険法の一部改正に伴い、保険事業について改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正につきましては、十四山保健センターの用途を変更するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第36号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係わる損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、扶養親族についての補償基礎額の加算額を改正するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第37号平成20年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ3,340万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を127億4,340万2,000円とするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、民生費におきましては、国民健康保険特別会計への繰入金154万6,000円、農林水産事業費におきましては、地域機械銀行受託部会に対する大豆コンバイン購入及び省エネルギーを実施するトマト生産者に対する施設整備事業にかかわる地域農業振興事業補助金662万2,000円、商工費におきましては、指定企業にかかわる固定資産税額が確定したことによる企業立地指定企業交付奨励金1,997万7,000円、教育費におきましては、弥生小学校が海部地方教育事務協議会から委嘱を受け、小学校における英語教育の研究発表を行うための海部地方教育事務協議会研究委嘱補助金100万円をそれぞれ計上するものであります。

これらに対し、まず主な歳入といたしましては、繰越金2,618万6,000円を計上するものであります。

次に、議案第38号平成20年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、特定健康診査等事業の実施に必要な臨時職員賃金、備品購入費等154万6,000円を増額計上し、歳入歳出予算の総額を40億7,654万6,000円とするものであります。

次に、議案第39号平成20年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、臨時職員の社会保険料を増額計上するものであります。

以上、提案いたします議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（黒宮喜四美君） 次に、議案は関係課長に説明させ、補正予算は説明を省略させます。

まず、監査事務局長。

○監査委員事務局長（加藤重幸君） それでは失礼いたします。

議案第32号弥富市監査委員に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、この条例は、8条を次のように改めるということで、8条は

決算等の審査でございます。

第8条、監査委員は法第233条第2項もしくは第241条第5項または、これが新しく追加される部分ですけど、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により審査に付されたときは、60日以内に意見をつけて市長に回付しなければならない。

今回の改正は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴いまして、この法律の第3条第1項で規定されました健全化判断比率等の審査を第8条に追加するものでございます。その他条文整備を行うものでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に、保険年金課長。
- 保険年金課長（佐野 隆君） 議案第33号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について、御説明申し上げます。

5枚ほどめくっていただきますと、改正要点がございます。

それでは、弥富市国民健康保険税条例改正要点ということで第2条関係、これは課税額でございますが、括弧内については地方税法の限度額を示しております。医療分といたしまして、上限額を53万円から44万円、それから後期高齢者支援金等課税分、これは新規でございますが12万円でございます。それから介護分、8万円であったものを9万円、これを法律どおりの限度額にするものでございます。

税率でございます。医療分の税率は第3条、第4条、第5条、第5条の2で示されておりますが、所得割につきましては5.3%を3.3%に、資産割につきましては35%を17%に、均等割につきましては2万3,000円を2万1,000円に、世帯別平等割については2万5,000円を同じく2万5,000円でございますが、特定世帯以外世帯別平等割という名前に変更しますが、2万5,000円となります。それから新たに特定世帯別平等割という言葉が出てきておりますが、1万2,500円ということになります。

ここで、特定世帯の創設について説明させていただきますと、特定世帯とは、同一世帯に2人の被保険者が存在し、その1人が後期高齢者医療制度の被保険者になったとき、残された国民健康保険の被保険者に係る世帯割額を5年間に限り2分の1とするものであります。できるだけわかりやすい表現にさせていただきましたが、もう少し補足説明させていただきますと、同一世帯の被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者になったため、ただ1人のみ国民健康保険の被保険者として残された場合が特定世帯となるものであります。

次に、後期高齢者支援金等の課税分。これは新規でございますが、第6条、第7条、第7条の2、第7条の3で表現されております。所得割として1.6%、資産割として3%、均等

割として9,000円、特定世帯以外世帯別平等割として8,000円、特定世帯別平等割として4,000円でございます。特定世帯の創設につきましては省かせてもらいます。

介護分でございますが、旧の第6条、第7条、第7条の2、第7条の3で表現されていたものが、今度は第8条、第9条、第9条の2、第9条の3で表現されます。改正前の所得割でございますが、0.85%から1.2%、資産割を5%から3%に、均等割7,500円を9,000円に、世帯別平等割を6,000円にということであります。

続きまして、1枚はねていただきましたら旧第21条の第1号でございます。これは軽減額を表現したものでございますが、今度は第23条の第1号ということで、地方税法の規定する額、これは33万円ですが、33万円を超えない世帯ということで、従来6割軽減額から7割軽減額へ変更するものであります。従来の1万3,800円が1万4,700円に、世帯別平等割は1万5,000円が1万7,500円に、特定世帯別平等割は8,750円ということになります。

それから、後期高齢者支援金等課税分といたしまして、新規でございますが、均等割として6,300円、特定世帯以外世帯別平等割として5,600円、それから特定世帯平等割を2,300円とするものでございます。

それから介護分でございますけれども、均等割額4,500円が6,300円に、世帯別平等割は3,240円が4,200円ということになるものであります。

第23条の2、これは旧の21条の2号に表現されているものでございますが、先ほどの33万円に、1人につき24万5,000円を超えない世帯ということで、4割軽減から5割軽減へ変更するものでございます。均等割は9,200円から1万500円に、それから世帯別平等割は1万円から1万2,500円に、特定世帯別平等割は6,250円となるものでございます。

それから、後期高齢者支援金等課税分につきましては新規でございますが、均等割4,500円、特定世帯以外世帯別平等割として4,000円、特定世帯別平等割が2,000円というものでございます。

介護分でございますが、これは均等割3,000円でございますが、これを4,500円に、世帯別平等割2,160円が3,000円でございます。

第23条の3号でございます。地方税法に規定する金額33万円に、1人につき35万円を超えない世帯ということで、新たに2割軽減を加えるものでございます。

医療分といたしましては均等割4,200円、特定世帯以外世帯別平等割5,000円、特定世帯別平等割2,500円、後期高齢者支援金等課税分、これは新規でございますけれども、均等割1,800円、特定世帯以外世帯別平等割1,600円、特定世帯別平等割800円、介護分として均等割1,800円、世帯別均等割1,200円でございます。

それから、次に第23条の2の関係でございます。これは減免規定でございますが、国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日が65歳以上、または社会保険等の被保険者本人が後

期高齢者医療制度の被保険者に移行することにより、国民健康保険に新たに加入した被保険者については2年に限り減免をするという規定でございます。

附則の改正については、条文整備でございます。

附則1．この条例は公布の日から施行する。

2．改正後の弥富市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

続きまして、議案第34号弥富市国民健康保険条例の一部改正について、説明させていただきます。

議案書をはねていただきます。

弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例。弥富市国民健康保険条例（昭和34年弥富町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の第2項中「含む。」の次に「次条第2項において同じ。」を加えるということで、第4条というのは、出産・育児一時金についての条文でございますが、この文については条文整備でございます。

第5条の次に、次の1項を加えるということで、第5条というのは葬祭費の規定でございます。まして、葬祭費の規定の次に第2項を加えるものでございます。

第2項は、前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合は行わないということで、この部分につきましては、葬祭費の支給の除外規定を新たに設けるものであります。

第6条は健康保険事業の規定でございますが、第6条中「市は」の次に、「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって」を加え、同条第4号から第7号までを削り、同条第8号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とするということで、このくだりにつきましては、特定健康診査事業を新たに行うことにより、従来の成人病その他の疾病の予防、それから健康づくり運動、栄養改善、母子保健を削るという、特定健康診査に含まれるような内容の部分については、この部分から削るということでございます。

第9条中「国民健康保険法」を「法」に改める。第10条中「国民健康保険法」を「法」に改めるということで、9条、10条につきましては条文整備でございます。

附則、この条例は、平成20年7月1日から施行する。

以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に、健康推進課長。
- 健康推進課長（渡辺安彦君） 議案第35号弥富市保健センター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、弥富市保健センター条例の一部を改正する条例。上から4行目でございますが、第1条を次のように改める。

（設置）第1条、市民の健康の保持及び増進を図るため、次のように保健センターを設置する。

第1号、名称、弥富市保健センター。

第2号、位置、弥富市前ヶ須町南本田347番地ということで、今回の改正は、弥富市保健センター、弥富市十四山保健センターの2カ所であるものを、弥富市保健センター1カ所に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、平成20年10月1日から施行する。

以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） 次に、防災安全課長。
- 防災安全課長（服部正治君） それでは、議案第36号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明申し上げます。

まず、第5条第3項、これは補償基礎額の関係ですが、非常勤消防団員等の「等」の範囲の内訳として、該当者の中に救急業務協力者、水防従事者、応急措置従事者を追加し、明確化したものであります。

次に、損害補償を受ける団員等に扶養親族がある場合の加算額を、一般職の職の給与に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第118号）により、配偶者以外の扶養親族に係る扶養手当の月額が6,000円から6,500円に引き上げられることに対応しまして、加算額について、現行の200円から、6,500円を30で除した額として、日額相当である217円に引き上げるものであります。

次に附則第1項、これは施行期日について定める規定ですが、公布の日から施行するものでございます。

最後に附則第2項、これは改正後の第5条第3項の規定の経過措置について定めるものでございます。

以上でございます。

- 議長（黒宮喜四美君） お諮りします。

本案8件は、継続議会で審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（黒宮喜四美君） 御異議なしと認めます。

よって、本案８件は、継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時47分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 黒 宮 喜四美

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 大 原 功